

新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金制度（概要）

石川県白山市

白山市内の民間賃貸住宅（アパート）等に居住する新婚世帯に助成金を交付する制度です。

1. 対象となる人（次の(1)～(5)いずれにも該当する人）

- (1) 申請時に、夫婦どちらも45歳未満であること
- (2) 申請時に、婚姻届を提出して1年未満の夫婦であること
- (3) 夫婦いずれかの名義で賃貸契約し、当該住宅に住居登録をしていること
- (4) 他の公的制度による家賃の助成等を受けていないこと
- (5) 過去にこの助成金を受けたことがないこと

2. 対象となる住宅（次の(1)(2)のいずれか）

- (1) 民間賃貸住宅（アパート、借家等）
- (2) 次の市営住宅：福岡住宅、綱打住宅、瀬女ハイツB、しゃくなげ住宅

対象外 社宅、官舎、親族（一親等以内）所有の住宅、上記(2)以外の公営住宅

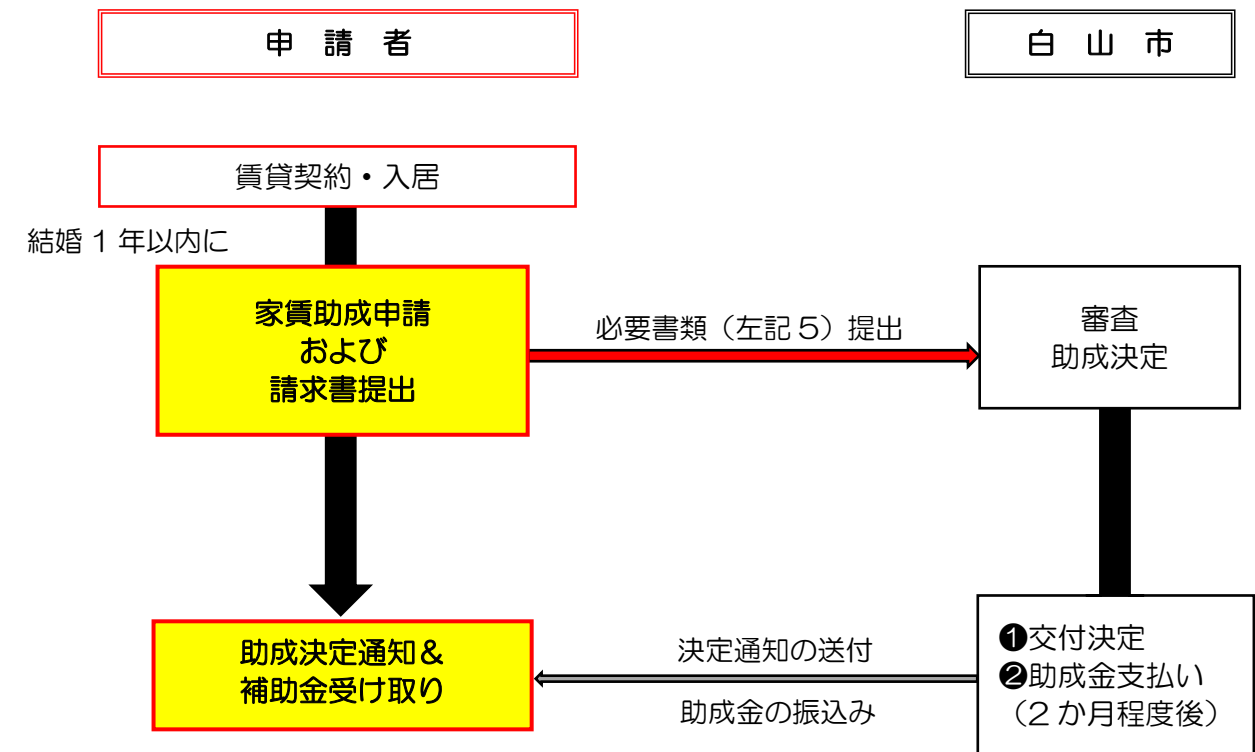
3. 助成金額

上限5万円（家賃*1か月相当額）*共益費、駐車場代、町内会費などの費用は含みません

4. 必要書類

- (1) 新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金申請書（様式第1号）
 - (2) 新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金請求書（様式第3号）
*振込先通帳のコピーを添付（支店名、口座番号、名義記載のページ）
 - (3) 定住促進支援制度アンケート
 - (4) 世帯全員の住民票（「本籍・続柄」記載のもので、当該住所地記載になっているもの）
 - (5) 戸籍謄本
 - (6) 住宅の賃貸契約書のコピー
- (1)(2)(3)の様式は、HPからダウンロードできます

6. 手続きの流れ



【問い合わせ先】白山市役所 企画振興部 定住推進室

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL：076-274-9503

FAX：076-274-9518

Email：teiju@city.hakusan.lg.jp

対象要件や申請に必要な書類については、白山市定住推進室のHPをご覧ください。

